

# 暮らしのお知らせ

Information

## 市営駐輪場の利用登録

### 受け付けは3月20日から

市では、ＪＲ成田駅や京成成田駅周辺にある登録制駐輪場の利用登録受け付けを、3月20日(日)・祝から次の通り行います。

対象車両＝自転車、原動機付自転車(50cc以下)  
利用期間＝4月1日～3月31日  
登録に必要なもの＝次のものを持ってきてください。持っていない場合は、登録できません。

○市民は住所が確認できるもの(運転免許証や保険証など)  
○原動機付自転車(50cc以下)のナンバーと車体の色を控えたもの  
○ＪＲ成田駅西口駐輪場のゲート内を利用している人はＩＣカード

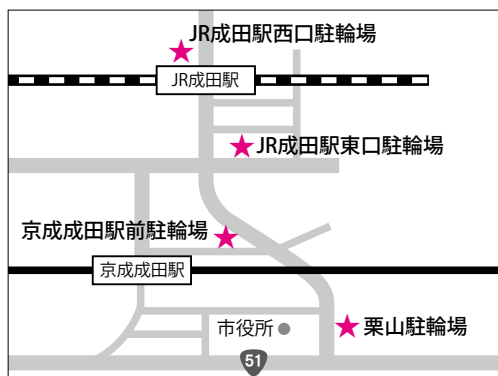
○高校生以下の人は在籍を確認できるもの(学校が発行する身分証明書、入学前の場合は合格通知書など)  
○使用料(表2。つり銭のないように持ってきてください)  
○自転車の車体番号と色を控えたもの  
○原動機付自転車(50cc以下)のナンバーと車体の色を控えたもの  
○使用料の免除＝次の人は使用料が免除となりますので、証明できるものを持ってきてください  
○生活扶助を受けている世帯に属する人

表1 期日と会場

| 期 日                     | 時 間             | 会 場          | 対 象       |
|-------------------------|-----------------|--------------|-----------|
| 3月20日(日・祝)              | 午前9時～午後3時       | 市役所1階ロビー     | 市民        |
| 3月22日(火)から(土・日曜日、祝日を除く) | 午前8時30分～午後5時15分 | 交通防犯課(市役所2階) | 市民、市民以外の人 |
| 3月27日(日)                | 午前9時～正午         |              |           |

表2 使用料(年間1台当たり)

| 種 類             | 市 民    |        | 市民以外の人 |        |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|
|                 | 一 般    | 高校生以下  | 一 般    | 高校生以下  |
| 自転車             | 3,080円 | 1,540円 | 6,160円 | 3,080円 |
| 原動機付自転車(50cc以下) | 5,140円 | 2,570円 | 1万280円 | 5,140円 |



○残留邦人などに対する支援給付を受けている人  
○身体障害者手帳・被爆者健康手帳の交付を受けている人  
○知的障害者更生相談所で知的障がいと判定された知能指数が75以下の人  
○配偶者のない母親または父親で、18歳未満の子を扶養している人とその人



JR成田駅西口駐輪場(2階)

## 過激派の取り締まり

### アジト発見にご協力を

県警では、放火や爆弾事件など凶悪なテロ・ゲリラを引き起こし、社会や一般市民に大きな被害をもたらす過激派を取り締まっています。過激派は単身や夫婦などを装って、マンションやアパートに潜んでいます。発見には、皆さんの理解と協力が不可欠です。過激派に

に扶養されている18歳未満の人  
○特定疾患などにより長期にわたる治療を必要とする人  
※登録は1人1台限りです。くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。

## 排水設備工事

### 市指定工事店へ

下水道にトイレや風呂、台所などの汚水を流すためには、各家庭で排水設備を設置することが必要です。  
排水設備工事は、衛生上重要な工事のため、定められた基準に従って施工する必要があります。工事は市指定工事店に依頼してください。  
※くわしくは下水道課(☎20・1553)へ。

は次の特徴があります。  
○部屋へ出入りする際、異常に周囲を気にしている  
○近隣の住民と接しないようにしている  
○部屋の中で工具類を使う音や火薬・薬品類の臭いがする  
もし、あなたの身の回りで「何か変だな」と思うことがあったら、迷わず110番または成田警察署へ連絡してください。  
※くわしくは同署(☎27・0110)へ。

# 市長日誌



2月1日～15日

|     |                         |
|-----|-------------------------|
| 2日  | 介護保険事業者連絡協議会設立総会        |
| 3日  | 成田山新勝寺節分会<br>宗吾霊堂節分会    |
| 6日  | MLB CUP2016関東大会開幕式      |
| 7日  | 消防出初め式<br>印旛沼環境基金理事会    |
| 9日  | 印旛都市広域市町村圏事務組合議会定例会     |
| 10日 | 防災会議<br>公設地方卸売市場運営審議会   |
| 11日 | 野球協会総会<br>行政改革推進委員会     |
| 12日 | 成田国際空港騒音対策委員会<br>成田地区部会 |
| 14日 | 青少年交流綱引き大会<br>医療シンポジウム  |



宗吾霊堂で福は内(3日)

## 多量のごみの処理

### 自己搬入か業者委託で

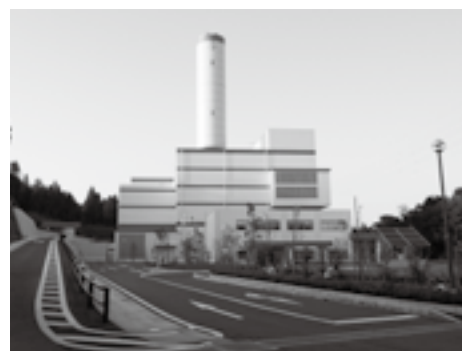
引越など出出る多量のごみや資源物を各地区のごみ集積所に出すと、周囲の迷惑になることがあります。

ごみや資源物は処理施設へ直接持ち込むか、成田市一般廃棄物収集運搬業許可業者へ処理を委託してください。

ごみの中には衣類や布類など、リサイクルできる資源物が多く含まれていることがありますので、正しい分別を心掛けてごみの減量化に協力をお願いします。

### 処理施設に自己搬入

○可燃ごみ…成田富里いずみ清掃工場(☎36・1689)  
○資源物…リサイクルプラザ(☎36・1000)



成田富里いずみ清掃工場

受付日時 月々土曜日(祝日を含む) 午前8時30分～正午、午後1時～4時30分

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

### し尿のくみ取り

### 引越す前に必ず連絡を

引越などで最後のくみ取り

となる場合には、早めに環境衛生課(☎20・1531)へ連絡してください。また、世帯主が変更になった場合も連絡をお願いします。

### 支払いは便利な口座振替で

料金の支払いは口座振替の利用が便利です。納入通知書・預金通帳・届出印を持って、市内の金融機関または郵便局で申し込んでください。

※くわしくは環境衛生課へ。

### 水道・下水道

### 使用開始・中止は早めに連絡を

市では、市営水道・市営簡易水道・公共下水道の料金・使用料に関する事務をヴェオリア・ジェネッツ(株)に委託しています。引越の際は早めに手続きしてください。

## 市内の放射線量測定結果

国の目標値は0.23マイクロシーベルト/時です。

単位: マイクロシーベルト/時

| 施設名                  | 測定日   | 測定の高さ<br>1m | 測定の高さ<br>0.5m | 測定の高さ<br>0.05m |
|----------------------|-------|-------------|---------------|----------------|
| 市役所(花崎町)             | 2月 1日 | 0.08        | 0.08          | 0.08           |
|                      | 2月 8日 | 0.09        | 0.08          | 0.10           |
|                      | 2月15日 | 0.07        | 0.08          | 0.08           |
| 下総支所(猿山)             | 2月 1日 | 0.10        | 0.10          | 0.10           |
|                      | 2月 8日 | 0.10        | 0.11          | 0.11           |
|                      | 2月15日 | 0.11        | 0.11          | 0.10           |
| 大栄支所(松子)             | 2月 1日 | 0.06        | 0.07          | 0.07           |
|                      | 2月 8日 | 0.08        | 0.08          | 0.07           |
|                      | 2月15日 | 0.07        | 0.07          | 0.07           |
| 大清水大気測定局<br>(遠山中敷地内) | 2月 1日 | 0.08        | 0.08          | 0.09           |
|                      | 2月 8日 | 0.08        | 0.08          | 0.08           |
|                      | 2月15日 | 0.08        | 0.08          | 0.08           |
| 幡谷大気測定局<br>(久住体育館隣)  | 2月 1日 | 0.08        | 0.08          | 0.08           |
|                      | 2月 8日 | 0.08        | 0.09          | 0.08           |
|                      | 2月15日 | 0.08        | 0.08          | 0.08           |

※各施設の測定結果は、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/koho/110311.html>)に掲載しています。くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

使用開始・中止、名義変更、口座振替の申し込みは、次の受け付け専用ダイヤルで行ってください。  
受け付け専用ダイヤル Ⅱ ヴェオリア・ジェネッツ 成田営業所(☎22・8880)  
ヴェオリア・ジェネッツのホームページでも使用開始・中止の申し込みができます。  
ホームページ = <https://www.jenets.jp/cs/index.cgi?area=06>

携帯電話サイト = <https://www.jenets.jp/mobile/index.cgi?area=06>  
ニュータウン地区は県営水道のため県水お客様センター(☎0570・001245)へ連絡してください。  
※くわしくは水道部業務課(☎22・0269)、下水道課(☎20・1553)へ。



## 転入・転出・転居届

### 手続きを忘れずに

住所が変わるときは、本人または同一世帯の人が市民課(市役所1階)、下総・大栄支所、市民課赤坂分室で手続きしてください。

代理人が届け出を行うこともできますが、委任状が必要です。住所が変わる人の氏名、生年月日、住所異動日、新・旧住所、新・旧世帯主氏名を確認してください。

届け出にきた人の本人確認をします。ので、運転免許証、パスポート、写真付きの住民基本台帳カード(住基カード)、個人番号カードなどを持ってきてください。外国人は在留カード・特別永住者証明書(旧外国人登録証明書)を持ってきてください。

**転入届** 市外から転入したときは、14日以内に手続きしてください。必要なもの: 前住所の市区町村が発行した転出証明書とマイナンバーの通知カードまたは個人番号カード・住基カード、年金手帳(加入している人)

**転出届** 市外へ転出するときは、必ず転出届を提出してください。転出証明書が発行されます。個

人番号カード・住基カードを持っている人は転出証明書は発行されません。

必要なもの: 国民健康保険証・介護保険証・後期高齢者医療保険証・子ども医療受給券(いずれも加入している人)、個人番号カードまたは住基カード・マイナンバーの通知カード

**転居届** 市内で住所を移したときは14日以内に手続きしてください。

必要なもの: 転出届と同じ  
※くわしくは市民課(☎20・1525)、下総支所(☎96・1113)、大栄支所(☎73・8066)へ。

## 市・県民税と所得税

### 申告は3月15日までに

市・県民税の申告と所得税の確定申告を3月15日(火)まで次の通り受け付けています。混雑の状況によつては、時間内でも受け付けを終了することがあります。

**市・県民税の申告** 市・県民税の申告と所得税の確定申告の確定申告 市・県民税の申告と所得税の確定申告 市・県民税の申告と所得税の確定申告 市・県民税の申告と所得税の確定申告

## 申告会場と受付日時

| 会場            | 受付日                | 受付時間               |
|---------------|--------------------|--------------------|
| 市役所6階<br>中会議室 | 3月15日(火)まで(土・日を除く) | 午前9時～正午<br>午後1時～5時 |
| 豊住公民館         | 3月2日(水)            | 午前9時～正午            |
| 中郷公民館         | 3月3日(木)            |                    |
| 保健福祉館         | 3月4日(金)            |                    |

午前9時～午後4時(提出は午後5時まで)。ただし、次の人は成田税務署特設会場で確定申告をしてください

- 分離課税となる譲渡所得・配当所得などがある人
- 山林所得・退職所得がある人
- 営業や農業などの事業収入・不動産収入が500万円以上の人
- 青色申告をする人
- 雑損控除を受ける人
- 寄附金控除を受ける人
- 住宅借入金等特別控除を初めて受ける人
- 準確定申告(納税者が出国・死亡した場合の申告)をする人
- 農業所得や営業所得のある人は、収支内訳書を必ず作成してください。昨年の収支内訳書(控除も併

## 畑・水田土壌の検査結果

畑・水田土壌の放射性物質の簡易検査を実施しました。\*

|                      | 放射性セシウムの濃度<br>(ベクレル/kg)*2 | 採取場所                                       |
|----------------------|---------------------------|--------------------------------------------|
| 畑土壌<br>(1月26日～2月3日)  | 50以下                      | 名木・台方                                      |
|                      | 51～100                    | 高岡・竜台・名古屋・芝<br>横山・大竹・新妻・一坪田<br>吉岡・大清水・南三里塚 |
| 水田土壌<br>(1月26日～2月3日) | 50以下                      | 西大須賀・台方                                    |
|                      | 51～100                    | 高岡・北羽鳥・芝・横山<br>北須賀・新田・一坪田・畑ヶ田              |
|                      | 101～150                   | 野馬込・新妻                                     |

\*1 市の簡易検査はNaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータによる測定

\*2 ベクレルとは、放射能の強さを表す単位で、単位時間(1秒間)内に原子核が崩壊する数を表す

※くわしくは農政課(☎20-1541)へ。

## 放置せず処分して

乗らなくなった自動車

※くわしくは、市・県民税については市民課(☎20・1513)、所得税については成田税務署(☎28・5151)へ。

道路などに放置された自動車は通行の妨げとなり、地域の美観を

損ねます。また、放置自動車周辺にごみを不法投棄されるなど、生活環境の悪化にもつながります。市では「成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」により、所有者・使用者に早急な移動を指導しています。販売店や引取業者に引き渡して廃車手続きをするなど、適切に処分してください。

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。